

八重児第 99 号

令和 2 年 4 月 23 日

保護者 様

八重瀬町長 新垣 安弘

(公 印 省 略)

放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス緊急事態宣言の対応について (依頼)

平素より、本町の児童福祉行政へのご理解及びご協力を賜り感謝申し上げます。

国及び県の緊急事態宣言を受けて、八重瀬町は次の通り対応します。

引き続き、町内の保育所等及び学童に対して、臨時休園は行わずに、保育の提供を縮小しつつ、開所のお願いをしております。このお願いは、厚生労働省通知に基づくものです。

保護者様へは、これまでも家庭保育の協力依頼や登所自粛の協力願いをしておりましたが、再度の協力依頼をし、**令和 2 年 5 月 6 日まで児童の登所を控える**ようお願い申し上げます。

一方、医療従事者等や社会機能維持のために就業を継続しなければいけない保護者、ひとり親家庭などに限定して、感染予防に留意しつつ、引き続き児童の受入れを行います。

上記依頼は、新型コロナウイルス感染防止及び施設運営維持の観点から行われるものであります。改めて保護者様のご理解及びご協力をお願いします。

○引き続き利用を希望する場合は、別添「利用申出書」を事前に各施設宛てご提出ください。

事前に利用日を把握することで、支援員等スタッフの確保に努めます。

・ **実施期間** 令和 2 年 4 月 24 日 (金) ~ 令和 2 年 5 月 6 日 (水)

※新型コロナウイルス緊急事態宣言の取り扱いにより、実施期間の変更もあります。

・ **保育対象者**

医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方など**真にやむを得ない場合に限り**受け入れを行います。

八重瀬町役場

児童家庭課 子育て支援係

TEL : 098-998-7163